

日田市B & G海洋センターの管理に関する条例施行規則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

日田市B & G海洋センターの管理に関する条例の一部を改正する条例の施行（令和2年4月1日施行）に伴い、条項の移動等が生じていることから、所要の整備を行うものである。

2. 内容

- (1) 条例改正により引用条項が繰り下がったことから、規定の整理を行うこと。
- (2) 利用許可等を行う主体を「教育委員会」から「指定管理者」に、「使用料」に係る規定を「利用料金」に改めること。
- (3) 教育委員会が指定管理者に管理を行わせる場合の準用規定を削除すること。

3. 施行の時期

公布の日（令和7年1月27日）

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由

「日田市B & G海洋センターの管理に関する条例」の一部改正に伴い、必要とされる規定の整備を行う必要があったため。